



## 1 開会

進行  ただ今から、第5回再発防止対策検討委員会を開催いたします。  
  一同、礼  
  それでは早速ですが、協議に入ります。假屋園委員長に議長をお願いいた  
したいと思います。  
  假屋園委員長、どうぞよろしくをお願いいたします。

## 2 協議

委員長  皆さんこんにちは。  
  それではただ今から第5回再発防止対策検討委員会を開催いたします。  
  お手元に配付されてあります協議事項に沿って進めさせていただきます。  
  まず初めに事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局  あらためまして、こんにちは。よろしく申し上げます。  
  前回の委員会でのご意見、ご指摘を受けて、事前に送らせていただいた指  
摘事項、検証について、再度教育委員会で調査報告書を見直し、検証いたし  
ました。

  1ページをご覧ください。それぞれの事項に対して、どのような対応であ  
ったか。対応にどんな問題点があったのか、それに対して原因、考察を検証  
しました。記載の4つの視点で検証し直したところがございます。内容につ  
いては詳しく説明する時間がございませんので、本日記りました再発防止策  
を分かりやすく分類しました資料をご覧ください。

  大きく分けますとA生徒指導における組織対応の実現に向けて、B児童生  
徒の心に寄り添う指導の在り方について、C教育委員会の対応の改善につ  
いての3つに大きく分けました。

  さらにAについては組織的な対応について、事後対応等について、組織的  
な対応に関する評価の実施と対応について記載しました。Bについては心に  
寄り添う指導の実現に向けて、いじめと考えられる事案への対応等について、  
心に寄り添う指導に関する評価の実施と対応、日常の生活や生活の変容、教  
育相談等の記載、体罰の撲滅に向けて。Cについては学校への指導事項、研  
修の推進等についての記載、各事案への対応について、適切な指導記録等の  
保存についてまとめました。不十分ではありますが、皆様のご意見をうか  
がいがながら、具体的なものを示していきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いします。

委員長  ありがとうございます。ただ今事務局から説明がございましたように、  
  本日は事務局から出されました再発防止策をもとに協議を進めてまいります。  
  本日記付され、説明のあった資料に基づきまして、再発防止策のまとめを

順番よく進めてまいります。

まず、Aの生徒指導における組織対応の実現についての資料についてご意見を出していただくということになります。

事務局

事前にお配りした48ページの資料の再発防止策を要約したものになります。

委員長

今配られた資料になりますので、読む時間をとります。

それではA「生徒指導における組織対応の実現について」という項目についてです。

委員

この再発防止策のまとめが、この先の最終的な報告書の中身になると考えます。事前にいただいている検証についてという資料を読みながら感じたのが、たとえば、生徒指導事案が発生したときの対処法について定期的に確認する、単独での指導を防ぐために必ず複数で対応するように共通理解を図る。一部の職員だけでなく、全ての職員が情報共有できる態勢を整える、望ましい情報共有の在り方について周知徹底を図る、結局具体的な方法については書かれてなくて、学校にやり方を任せているような書き方になっています。

たとえばですけど、こういう場合には必ず複数で対応するとかですね。望ましい情報の在り方というのはここにはどうするのが望ましい情報共有の在り方なのか、またそれぞれが考えなくてはならない、細かく書くのはなかなか難しいと考えていますが、どの程度まで書けるのかをまた皆さんと話をする必要があると思いますが。

とりあえずAについては以上です。

委員長

ありがとうございました。他は。

委員

まず、事前にいただいていた指摘事項に対する検証について、直前だったので、正直十分に検討してきてはいないんですけども、前回配られたペーパーに比べるとずいぶん分析されていることは一歩進んだと思います。

本来は2回目で出されていないといけないものだったと思います。まず、指摘事項に対する検証についてとなっていますが、結局これは前回の会議でも主体的な検証結果という理解でいいのかというところと、これは公表をしますということを前回言われましたが、これは公表されるものになるのかというところを確認させていただきたいというのが、まず一つです。そうだとすれば、主体的な検証内容というのが報告書をベースにしていくのはもちろんですが、単純に指摘された事項をひとつひとつ細かく入れていくのものも、なぜAさんが亡くなったのかというところをもっと大きな目で自分たちで検証していただきたいと思うのですが、この主体的事項に対する検証については、亡くなったことに関してはあまり出てこないなど、Aさんがなぜ亡くなったのか、というところについてはあまり出てこないというふうに読んでい

て思いました。

細かく分析するのも大事なんですが、そういった大きな視点が出てきてないことが気になったことが一つです。

先ほどの説明ですと、報告書を読むだけでなく、残っている資料を読み直したという発言もありましたけれども、それ以外に例えば、どういったことが行われたのかと、この中には「〇〇の教育」に従った組織対応ができていなかった、実際には研修とかをしていたけども行き届いていなかった、浸透せず見届けが不十分であったとの記載があるので、その当時の研修とか、「〇〇の教育」そのものをどの程度見直したのか具体的などころを知りたいなと思いました。

あと、これは結局どういうメンバーでどんなふうに検証していったのかというのも教えてもらいたいなと思いました。先ほどの委員の発言にあったように、私も今回出てきたものが抽象的で、メンバーの人もなかなかそのままでは分からない内容かというふうに思います。

私たちも必ずしも教育現場に精通しているわけではありませんので、例えば今までしてきた研修がどのようなものであったのか、私は調査委員会の委員として目は通しましたが、「〇〇の教育」とか現場で使われている今のマニュアルが一体どんなものかとか、そういうのを配付資料で配ってもらっていないと、私たちもなかなか意見が出しづらいところがあるのかなと思っていました。

現場の先生に活かしてもらうには、分厚すぎず、あまり抽象的すぎず、使いやすい、分かりやすいものじゃないと再発防止策としては使えないというふうに思います。とりあえず以上です。

委員長                   これは、公表されるんですかね、

事務局                   これはこのまま公表するというわけではありません。内容が細かすぎますので、集約したり、文言を見直したりするなどの必要がありますので、今のご意見を参考にしながら、まとめていきたいと思えます。

再発防止策については、視点を挙げて教育委員会の複数で作成しましたけれども、具体的に検討する必要があることは我々の中にもありました。委員の皆様からどのような視点が必要なのかをうかがい、その視点についてどのような具体的な方策が作成できるのかということをお示せたらと感じているところです。以上です。

委員長                   具体的な視点は次回示されるということです。

委員                    検証結果と再発防止策のまとめについてですが、公表するタイミングは一緒ですか。

事務局                   その予定にしております。

委員                    ということはこの会の予定は7月まで練ってということですね。それまで

に、私たち委員の意見はまとめも含めて反映されるということでいいですか。

事務局 はい。

委員長 他にないですか。

委員 組織的な対応についてですが、今回単独での対応が大きな原因だったということは皆さん共通していることで、単独でしないようにするにはどうするべきかということで、組織的な対応を挙げてもらいました。

これを具体的にやればうまくいくのではないかと思います。方法論としてこれを具体的に実行するためには何をするかといたら、例えばロールプレイを週1回行う、やるとか繰り返すことで先生方のスキルが上がります。

資料は具体的ではないという意見がありますが、形にするような工夫をすれば、組織的な対応は可能だと思います。

委員 組織や複数で対応することについては、我々も日頃から職員には話をしているところ。一部の職員だけでとか一人で判断する状況がどうして起こるのか考えたときに、報告書にもありましたが、自分でなんとかしなければいけないとか、自分でできるとか、拙速だという話もありましたけれども、みんなで支えてあげる雰囲気をもたせたり、あるいは先生方自身もそういう意識をもってもらったりすることが大事だと思います。

先生方は一生懸命、まじめな方が多く、強い職責感をもって取り組むことが多いので、そのあたりの違う視点も必要かと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

事務局 組織的な対応について、たとえばですけど、今回の事案で子どもが訴えてきたことについて、聞くことは大事ですけど、それを一人で判断して名前の挙がっている子どもたちを呼んでいるというところの問題が大きいと思います。そうではなくて、子どもからしっかりと聞き、状況を把握したうえで、生徒指導委員会やいじめ防止委員会を開き、子どもの訴えに対して対策を協議していくことが大事であったと思います。

そして事後にはしっかりと検証の場を設定することや、学期毎に生徒指導態勢の振り返りを先生方にしてもらって、何が課題であったか学校全体で協議をして、改善策を策定していく。そしてこの繰り返しが大事なのではないかと感じていまして、そのような具体的なものを入れて、次回は皆さんに案という形で示したいと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員 今後、具体的な方向が出されるということですが、ただ事案に対する研修をするのではなく、現場で学期に1回は見直すとか、事案が発生したら委員会に報告するなど、この事案はこれくらいの期間にこれくらいの頻度で経過観察していくというように具体的にしていってほしいと思います。

私は行政の虐待の委員とかもやっていますが、福祉の世界だとこのケースは何点とか、アセスメントをして、緊急度、重症度に応じ毎月でも会議ができるようになっています。Aのケースは1か月に1回、Bのケースは2か

月に1回とか割と細かくやって評価し、モニタリングするなどしているのですが、学校はそういうところが弱いのかなという印象をもっています。学校の先生方もある程度きちんとしたことをやっていかないと、また同じような状況が繰り返されるのではないのでしょうか。

組織で対応するということで、事案を挙げるにしても必ずしもその日のうちに挙げるができない場合もあったりするし、今回の場合も組織の責任者のような人が事案を先に把握してしまったような場合は、誰に報告するのかは難しいことだと思います。

現場の先生方はそのあたりむしろ知恵をお借りしたいくらいですけど。管理職への報告にしても管理職がいない場合だってあり、実際は現場でどのように伝え合っていくのかというのが実践的なのか学校の先生からむしろ教えていただきたい。具体的な形を作った方がいいかなと個人的には思っています。

委員長

ありがとうございました。  
学校の先生方からはないですか。

委員

今あったように具体的な対応策を自分も知りたいなと思いながら聞いていたのですが、本校であった場合には子どもたちが担任に報告をして、生徒指導主任の私と管理職、学年主任に報告をして、その日の放課後に集まれる人数で集まって事実確認をします。

情報をもとに、誰がどのように関わっていくのか役割を決めるなどして、組織的な対応をしています。決まったことは翌日の職朝で共通理解をし、周知を図っています。この実現に向けて自分の学校ができているかどうかについて○と△をつけてみると、一番のところに定期的に事案の対処方法について確認するのは△と考えます。本校は研修を2回、生徒指導で入れているのですが、不登校生徒の対応を情報交換を含めて職員がやっているのが一つと、もう一つが学校楽しいーとという教育相談等に使う子ども一人一人の心理面を把握するアンケートをどのように分析して、どのように利用していくのかの研修を行っていますが、具体的なロールプレイまでは行うことができていない状況ですので、来年への課題にしたいと思います。

あとは7番目の組織として対応すべきことの研修は行うことができていないです。記録の保存についてはほぼ全員で共有する機会をつくることができていないと思います。来年度はぜひここも盛り込みながら、組織的に対応できるように頑張っていけたらなと考えています。

委員長

ありがとうございました。

委員

組織的な対応ということですが、学校としてはこのような形で進めています。それができなかったのはなぜかと思いながら、指摘事項に対する検証を読んでいたときに、自分の胸に刺さったのが5ページの下です。「ここでだれが判断したのか分からないまま、単独で指導にあたっている」これはすごく言葉として入ってきましたが、組織として動こうとはなっていますが、それができていないということが現場で起きているのではないかと思います。

もう一つ、記録の重要性というところで、ことの大きい、小さいにかかわらず書いておかなければならないということがありましたが、日常いろんなことが起こるので、自分で判断して、書いてしまうので記録の漏れがあった。

そういうことも、これを読みながら思いました。マニュアルどおりにやってはいるんですが、そういうスキというのでしょうか、そういうところに陥っているのではないかなと自分自身思いました。

私は、これを読みながら、担任の先生が聞きにいかなかったら、なぜ養護教諭が伝えに、その日のうちに、行かなかったのかと思いました。専門職として、自分で動くというのも、自分に対してですけど、気をつけていかなければならないと資料を見て思いました。一人一人の感覚になるんですけど、

人ごととしてではなく、自分だったらどう動くかなと思って、こういうマニュアルがあるんですが、取り組む姿勢だったり、日々のチームワーク、職員同士の関係性をつくっていかないと、例えば忙しいときに、協力して下さって言えないのかなと、そういうことを考えたりしました。

委員長

ありがとうございました。

生徒指導における組織的対応の実現につきましては、まだご発言のない先生方からは、何かございませんでしょうか。

委員

皆さんおっしゃるようにまだまだ、これからの話なのかな、もうちょっと具体的なマニュアルのような形にしないといけないんだろうと、今委員がおっしゃった各学校でマニュアルがあるのであれば、それも取り寄せたうえで、どこが不十分だったのか、どうすればうまく機能するのかというのを具体的に考えたほうがいいのかというの、今の率直な考えですので、資料をあらためて持ってきていただきたいと思います。

委員

この資料のなかの問題点、原因、考察を読んだときに、自分の学校でも起こり得ると感じました。組織対応となると各学校のマニュアルや文科省が出しているものや県が出しているものが実際あります。

原則的なことは頭では分かっているよという職員が多いと思うのですが、実際に今出てきたように一人一人が本当にそれを、もし自分が動くにはどう動くかとかそこまで落とし込めていないこともあるので、認識が一致していなかったりとか、合意形成するのに少しずれがあったりとか、そして時間確保の問題もあったりして、本当に個別できちっと最後まで解決するまでなされているか、そこは組織としての在り方としてとても大事だと感じています。以上です。

委員長

ありがとうございました。

生徒指導における組織的対応の実現についてという本日配付されました資料、それから事前に配付しました資料についての意見を今、出してもらいましたが、他に何か、ありませんか。

委員

先ほど言い忘れましたが、委員がおっしゃった、いじめとか解消生徒に対して、生徒指導委員会で話し合っ具体的いろいろやっていくのですが、解消したあとの見届けという部分は学校は弱いのかなと個人的に感じました。

持ち帰って、職員と話し合っ、どこまでできるか分かりませんが、事象にもよりますが、このケースはここまで見届けるとか、長期的に見届けるといふうにしなければいけないなと思いました。

委員長

ありがとうございました。

委員 今、委員がおっしゃいましたアフターフォロー、あの方が大事ですから、定期的に面接をしないといけないと思いますよ。三か月後に生徒を呼んで、「最近どう」というような面接を、「なんかあるときはいつでも」とするのは当然のことですから。それを学年が終わるまで、そして進級した後は引き継ぎをする、継続が大事ですから。

そうすることによって子どもが育っていきますので、問題がないことをもって終わりじゃなくて、問題が見えなくなった後のフォローというのが大事ですから。そういうこともマニュアルのなかに、たとえば中学校なら中学校の終わりまで申し送り続ける、定期的な面接、声かけを続けることが大事です。

委員長 ありがとうございます。他はありませんか。

事務局 貴重な意見ありがとうございました。この組織的な対応について、みんなと議論しながら、なぜできなかったのか、実は各学校のアンケートの中にも、そういったマニュアルであったり共通実践事項であったりというのは配備されています。けれども、管理職はできていると思っているが、職員一人一人はできていないと感じているというところのずれがあるような気がします。

「同じベクトル、同じ危機感をもたせるためにはどうしたらいいか」と言ったところが非常に悩ましいところではあるんですが、先ほど委員がおっしゃったようにロールプレイをやったりとか、こういう事案が起こったときはどう動くのかというものを定期的に研修したりする必要があります。

また、学校としてPDCAサイクルを活用するためにどこで見直しを図るのか、どのタイミングで先生方の意識を高めるのか、そういったことを含めてやらないといけないなというを感じているところです。それともう一つは第三者調査報告書の中にも指摘されている加古川市がチェック機能を働かせていることなどもありますので、そういう地区の取組も参考にしながら、各学校ではこういう取組、教育委員会ではどこでどのような状況確認、指導をするのかということ、具体的にどのように落とし込んでいくのかというのは非常に悩んでいるところです。そういったところも含めてまた検討していきたいと考えているところです。以上です。

委員長 ありがとうございます。他はよろしいですか。

委員 次回までに現場で使われている「〇〇の教育」でもいいんですが、マニュアル的なものだとか、他にどんな検証をやってきたとか、参考資料をいただくことは可能ですか。

事務局 「〇〇の教育」の生徒指導と教育相談の部分については事前にお配りをしております。

委員 これが現場で実際に使われているマニュアルですか？

事務局 これは平成27年度のもので。その当時の資料になります。

委員長 〇〇中の資料はすでに配付してあるということでした。ありがとうございます



ました。他にご意見はないでしょうか。ないようでしたら、Bの協議題、2番目の児童生徒の心に寄り添う指導の在り方についての方に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは本日配付いたしました要約版の方のBのページを最初にお目通しをお願いします。

委員長

それでは心に寄り添う指導の在り方について本日の資料及び検証についての資料についてご意見がありましたら、お願いします。

委員

娘の学校のPTA会長をさせていただいているのですが、その学校でも今年度生徒間のいじめというものが起きてます。さらに先生による体罰もありまして、これはマスコミにも出たんです。体罰が発生したときに学校長からすぐに呼ばれて、話を聞きました。そのとき、まだある意味進行形ではあったので、そのときの学校長と私のなかに「どうする」「どうしよう」という感覚にずれがあったんですね。

私としては、すごく尊敬している素晴らしい学校長なんです。私はすぐにも教育委員会に報告した方がいいとお伝えをしました。学校長はもう少し調べてからとか事実を確認してからというような感じでしたが、私は現状でもすぐ報告した方がいいとお話をし、校長はすぐに教育委員会に報告をされました。

いじめについても、その都度説明をいただいているのですが、学校の対応が正しいと思うときもあれば、違うのではと思うこともあります。何が言いたいかという、結局いじめが起きたときに学校の中だけで解決をする、やっぱり隠したがるっていうのかな、表に出したくないとか、とにかく中で収めたいという意識が働いてしまうのではないかな。すべてとはいませんが、ある程度のいじめについては、たとえばPTAの三役を必ず集めて、保護者の視点というか意見も聞いたうえで、対応をどうするかというのを義務づけるとか。外の意見、立場の違う人の意見も入れるというのは必要なんじゃないかと。

今回の事案でも、事案が発生して、直後の臨時PTA総会が開かれたと思いますが、そのときの対応も批判を浴びているんだと思います。当然PTA会長には話があったと思います。どういう内容をどんなふうに伝えようかというそこまでそんな相談があったのかどうかというのは聞いていませんが、そこで保護者の立場の意見を聞いていけば、もう少し丁寧な説明があったのではないかなと思います。保護者の意見を、もちろん全員とは言いませんが、そのときのPTA会長、副会長を集めて意見を聞く場を設けることも必要なのかなと思います。もう一つは教師の体罰について、その後に臨時のPTA総会を開催して〇〇先生と〇〇先生に来ていただいて、体罰といじめについての研修会を、教師と保護者一緒に実施しました。よかったと思います。

同じ場で先生と保護者が同じ学びをする場が設けられたということはとてもよかったなと思います。同じような視点で同じような考えで一緒に進んでいけるんじゃないかなと思えた。そういう学校内での研修ではなく、保護者も一緒に研修するのも一つの方法なのかなと思います。

もう一つはここに書くべきかどうか分かりませんが、いじめが起きた場合に子どもたちに逃げ道がないというか、たとえばいじめ110番とか、そういうのが子どもたちというのは知らないのではないかなと思うし、もっと身近にそういうのがあったらいいなとか、たとえば奄美に相談できる場を作るとかそういうのも必要なのかな、子どもが逃げ込める、相談できる場をつくって

あげる、こういうのがあるんだよというのを学べる、そういうのも盛り込まれるといいのかなと思いました。

委員長            ありがとうございました。

委員                関連して、本校では5年生を対象にSOSを出すための授業、我々大人にはSOSを受けとめる研修会をさせていただきました。今、おっしゃったように子どもたちの授業の中では、まず近くの大人に声をかけるんだよ、助けを求めるんだよとか、相談窓口となっている事業所の電話番号を教えてください内容でした。その意識も少しずつ広がっているのかなと感じています。

委員長            ありがとうございます。

委員                まず一步、記載の中身でいじめと考えられる事案の対応に、いじめと疑われる事態にも軽重があるので、状況に応じて生徒間の自主的な解決に任せることも検討するとあるのですが、これは記載を丁寧に書かないと場合によっては先生が放置するみたいに逆に悪い方向になってしまうことがあるので注意が必要かなと思っています。

今回の事案で言いたかったのは、B君が辛い思いをしているということが出てきたときに、その子の気持ちを十分に確認しなかったし、無理に聞き出したお子さんたちに対してもあまり十分に確認しないまま、いきなり指導したというところが、いじめに係る問題だと思います。

一番大事なのは子どもの意見を尊重するという視点だと思うので、何かつらいことがあったときにも、常にその子の立場にたってその子がどうしたいか、どういう解決を望んでいるのかとか丁寧にしていけないといけないうところが肝だと思います。ですので、生徒に任せるとこういう書き方をしてしまうとよくないですね。記載は注意が必要です。

いじめは重い軽いに関わらず、早期に発見して対応することが大事で、逆にいじめに関して軽いと捉えることは重大なことにつながることもあります。先生方、大人がしっかり関わって子どもの気持ちを聞いていくなど関わりかたを丁寧にしていくことが大事かなと思います。心に寄り添う指導に関する評価の実施と対応ですが、今回は事が起きたからこそ、生徒のアンケートが行われていますけど、実際行事ごとのアンケートなどはありますけど、学校生活に関して、困っていること、助けてほしいこと、友達のこと、先生のこと、学校のルールでもいい、そういうことに関してのアンケート、自己評価の場というのはとても少ないかなと思います。

民間だと自分たちの会社がどんなふうに見られているかとか、すごく気にしてお客様アンケートをして、それを見て、改善を図ったり、あと子どもに関して言えば児童養護施設とか少年院とかでも子どもの意見箱だったり、第三者委員会で意見を時々聞いて面接をしたりそういうふうにして、振り返りが行われていますが、学校は先生の自己評価はあるけれども、よその目から見た客観的な場としてのアンケートは是非入れてほしいと思います。

あと、先ほど出た相談ですけれども、お友達のことについての相談とかいじめの相談とか法的には、いじめ防止対策推進法では学校にいじめ対策委員会を必ず設けなさいとなっていて、基本はそこが相談の窓口として想定されていると思うのですが、この学校でもそうですが、子どもたちの聴き取りをする中で、そういう組織が存在することすら子どもも知らなかったし、誰に

相談していいかも分からなかった状況だったので、学校内でもちゃんと子どもが相談してもいいって、ここがあるよって周知しないといけないかなと思います。

ただ、それはいじめの場合は、よいとしても今回の事案にある体罰とか先生とか学校において、その対応で子どもが傷つけられている場合はなかなか、内部の機関に相談するのは難しいと思いますので、委員がおっしゃったように外部の気軽に相談できる窓口とかがないと、学校内部だけの相談機関では子どもを救うことは難しいのかなと思います。

やり方の一つとしては、日本全国でいうと自治体とか民間も含めて、まだ三十いくつしかないですが、子どもの権利救済機関やオンブズなどが、各地にあって、私も地元で救済を1件やっているのですが、自治体が設置しているところでやっています。子どもとか保護者から、子どものことなら何でもいいですというかたちで相談を受けて、相談で終わる場合もあるし、場合によっては調整活動とか調査とかカウントする等、実際に動けるような仕組みが各地でいくつもありますので、ぜひ外部の親を入れて、子どもの話を聞いて、場合によっては救済までするような仕組みの導入を考えていくのも一つの手だと思います。第三者の目は大事だと思います。

学校の中の委員会、いじめの委員会とかでも法律とかガイドラインでも第三者も中に入れてくださいとか、意見を取り入れてくださいとか書いてありますので、そういうところから入れていくのも大事だと思います。

体罰の撲滅に向けてというところですけど、体罰に頼らない生徒指導をするとか、体罰防止に向けた研修を実施するとか、それはもちろん必要だと思いますけど、必ずしも体罰に限定されない今回の子どものアンケートも出てますけど、体罰ではないけれども、子どもを追い詰めるような言動や、今回の亡くなったAさんに対して、追い詰められるような生徒指導があったと思います。体罰ということだけでなく、子どもの権利自体の研修が必要なのではないかなと思いました。

委員長

ありがとうございました。

委員

児童生徒の心に寄り添う指導ということで、事前にもらった検証資料をなかなか見る時間がなくて、整理ができていないのですが、ざっと目を通しました。

遺族という視点で、述べさせていただきますが、私の息子が、指摘事項の検証となっていますが、私の息子はなぜ追い詰められなければならなかったのか、考察も入れて生徒の心に寄り添う指導に反映できればと思います。確かにいじめと思われる件で指導を受けた、当初はそうなっているんですけど、実際みてみるとそこまでいじめと言われるものではない。その背景に事実確認ができていなかった、その中で第三者調査委員会の調査報告書53ページ、家庭訪問について、考察がありますが、そこを検証していただいて反映したらいいのではないかと思います。

82ページ、学校の生徒の立場に立って考える、検証資料の33ページから35ページにかけて載っています、この中の原因と考察の中で教員の指導ありきという視点やよかれと思った一方的な思いに基づいた励ましなど生徒の立場を考慮しない指導が行われていたことが原因と考えられるという考察が載ってまして、この視点は大事だと私も思います。

再発防止に向けて、生徒の立場を考慮しながら生徒支援をして生徒指導を

実践すると書いてますが、子どもの立場とか子どもの意見とかいうのも踏まえて、心に寄り添う指導ができればと思います。先ほど先生と保護者が研修をしましたとありましたが、私の方からも資料をお持ちしましたので、「季刊教育法」という雑誌の中に奄美市であったうちの子の事案についての調査報告書を基にして学校の先生と弁護士の方が教育関連法規の勉強会の様子がありますが、意見交換をしたり、研修会をしたりしています。一つの研修の事例として役立てればなと思います。

さきほどの外部の目線とかお話も出てますので、そういう視点も踏まえて話ができるとより良い学校、この委員会もそうですが、参考にしていただけたらと思います。

委員長

ありがとうございました。こちらの資料も確認いただけたらと思います。

事務局

委員もおっしゃってましたが、子どもたちの意見を聞く、アンケートも含めて、例えば指導がどうであったのか、学校の校則も含めて指摘されますが、そういったことをどう感じているのか、そこが弱いような気がします。そこで、再発防止の中に子どもたちのアンケートを入れたのはそういうところがございます。アンケートを実施している学校はあるということも聞いてはおります。3ページの下にアンケートの実施というのを入れてあります。今回の事案では、アンケートの結果を知らながらも何も対策が立てられていないことだと思います。学校も教育委員会もそこはできていなかったと思います。学校の先生方も自分の指導を振り返るためにも、子どもたちがどう感じているのか、何に対してこまっているのかを知る必要があると思います。桜宮高校の部活動の指導における自殺の問題が起きたときに、全国一斉に調査がございました。このときには校長室にポストを準備して入れてくださいという形で行われました。このような意見箱の設置も必要かと思います。また、委員のおっしゃった保護者と先生方が一緒になった研修会も要請を受けて、委員会から二人行ってもらったのですが、とても良い研修会だったと聞いております。参考にさせてもらいたいと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

指導という言葉が気になります。今回X先生がしたことは、全く指導ではなくて、強要だったり、自白を迫った行為であります。指導というのは専門職が自分の責任の下に、専門的知識と技術を提供すること、指示することです。

だから、先生がしたことは指導でもなんでもないと。一般的にいう説教ですね、先生がしたことは。やはり、指導をしなくてはならないわけですから、そのような研修も積んでもらいたい。支援という言葉もありますが、支援は困っている人たちを援助することで、支援をし過ぎると過干渉をすることになります。ですから、過指導をしないためにどうするかが大事であって、今回は指導にも支援にもなっていない。自立的に子どもを導くために見守るといふことにもなっていない。

心に寄り添うということも難しいと思います。小学生はいいんでしょうけど、中学生にもなれば、発達段階の著しい成長が見られる時期にさしかかり、寄り添われたくないと思う時期もあります。ですから様々な関わり方があると

思いますので、そのような具体的な研修も必要かと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

心の部分では、私たち職員の指導の在り方や関わり方が問われていると思います。事前の資料でいただいた全ての教師が生徒一人一人を見つめ、思いを巡らし、向き合うというMOMがありますが、本校でもやっていますが、いじめアンケートについて、毎月とるようにしてはいるのですが、そのときに、そこで見つめたり、思いを巡らしたり、向き合うという機会がなければなかなか難しいのかもしれない。

これから社会に出て行く子どもたちですので、この時期に何を学ばなければならないのかを考えたときに、自分で考え、判断し、乗り越えていく力を付けないといけないなと感じています。本校では生徒会が中心となってソシオドラマを実施し、いじりといじめについて問題提起をし、生徒相互に考える機会を作りました。子どもたち同士の自浄の取組も大事なことだと思います。

そのためにも職員の資質能力を高めることももちろん大事ですし、生徒、保護者、外部団体の意見を取り入れながら進めていくことも大事だと感じました。

委員長

ありがとうございました。

委員

学校関係者とのお付き合いもありますが、学校はやはり閉鎖的な社会なんだと思います。学校の先生と警察官とお医者さんだったかな。そこは皆さん自覚されるべきだろうと思います。自分は正しいと思っていることが必ずしも正しくはないと思うことが大切だと思いますし、そう思うことのできるように研修をしてほしいと思います。

相談窓口についてですが、今文科省もSNSを活用した相談事業をしています。ラインですけど、結構相談が多いらしいです。若い世代には使い勝手がいいようです。そして、いじめ防止対策推進法のいじめの定義も広くなりまして、いじめを多く認知することが良しとされていますので、認知の多い学校が良い学校とされる時代ですから、今の時代の流れに合わせた意識の転換が必要ですね。いじめを表に出したがる職員の意識を変えていかないといけないですね。

委員長

ありがとうございました。まだ、ご意見の出していない先生方からご意見はありませんか。

委員

先生方の話を聞いて、いろんな意見がもらえるのでこれからの取組内容のイメージがふくらんできました。自分として気になる場所として、いじめと捉えるというところでは。

委員からもありましたが、いじめと疑われる事態にも軽重があるので、状況に応じて生徒間の自主的な解決に任せることも検討するという部分です。子どもたちは小さいことでも、悩むことがあるので、先生たちが関わって一緒に考えてあげることが大事なことだと思います。その部分はもう一度考えたほうが良いと思います。それと、アンケートの話が出ましたが、どの学校も学期に1回、保護者、生徒、教師に対してアンケートを行っていると思います。それを集計して学校評価という形で扱っていると思います。その中身

で思うのが、本校では無記名にしています。

保護者が意見を書きやすいようにということで、配慮したのですが、返事を返さないといけない場合もあります。個人が特定されてしまう場合もあるので、保護者もなかなか書きにくいと思いますので、外部へ依頼することも大事なことだと思いました。子どもたちも言いたいことがなかなか言えなかったり、先生がたとの距離もあったりするので、外部機関のSNS等の活用は有効だと思いました。本校であつたいじめの2件については生徒からの情報提供があり、早期に対応できたのでよかったですと思います。日頃から子どもたちと信頼関係を築いておくことも大事だと思いました。

委員長 ありがとうございます。他にありませんか。

委員 教師が生徒に寄り添う生徒指導は難しいと思いました。教師は生徒に寄り添っているつもりでも、生徒がそう受けとめていない場合があつてやっぱり最初のうちから複数で関わっていくことが大事で、一人で話を聞いても、どういう指導をしたのか、担任とつないでいくとか、担任と学年で連携していくとかできたら、後のフォローができたのではないのかなと思います。しっかり考えていかないと職員一人一人の考えにずれが生じるのではないかと思います。

委員長 心に寄り添う指導の在り方につきまして、他にはありませんでしょうか。それではここで休憩を15分間とりたいと思います。次は15時15分から始めます。ありがとうございます。

委員長 それでは時間になりましたので、後半を始めたいと思います。前半の続きで児童生徒の心に寄り添う生徒指導の在り方につきましてのご意見がありましたらいただきます。ご意見はありませんか。  
ないようでしたら、Cの教育委員会の対応の改善についてに移ります。まずはお目通しの方をお願いいたします。

委員長 それではCの教育委員会の対応の改善についての項目についてお願いいたします。

委員長 教育委員会の対応の改善についての項目について特にありませんか。

委員 事案が発生したときのことが書いてありますが、学校で起きたときに、すぐく親身になって指導助言をいただいています。私、以前勤務した学校でも生徒指導困難校だったんですが、そのときの教育委員会の対応は、まさに市でも同じような対応をしてくださっています。  
実際、電話連絡だけではなく、足を運んで小学校がされたように職員に話してくださったり、朝から学校に来てくれて、様子を見てくれて、そうすると職員も教育委員会の先生が来てくれたという安心感とか、いろいろ相談したいということにもつながって一緒に考えてくれたりと足並みをそろえてくれました。一緒に考えますよというスタンスが大切だと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員

教育委員会の対応ということですので、いじめに限ってというような書き方になってますけども、今回はAさんについてはいじめとは認定していません。他の子どもたちについては認定も何もそもそも判断していませんが、いじめ事案に絞って考えるのではなく、学校で重大な事態が生じたとか、危機管理の必要性が生じた場合に、学校とどう対応していくかというのが課題だと思います。そういった大きい視点で書く必要があるのかなと思います。

実際文科省から出されている指針に従っていなかったということがありましたので、ガイドラインとか通達とか当然委員会は全て把握していますし、各学校に周知徹底しなければならない立場にありますので、そういったところを強化するようなことが必要なのかなというふうに思います。それから、学校への指導事項、研修の推進、三つめの点に学校における道徳教育の推進を図り、人権意識を高めるモラルの向上を図るとありますが、これは誰に対するものなのかいまちはっきりしなくて、道徳教育の推進とは子どもに対するもののような気がしますし、人権意識も子どものことかなと読めますが、大事なのはやはり、子どもに対してはもちろん、先生自身の人権意識が大事かと思います。道徳教育に限らず、人権教育もそうですし、先生たちの子どもに対する人権意識をどう高めていくかという視点が必要なのかなと思いました。

委員長

ありがとうございました。

委員

この通りになったら大変素晴らしいと思います。ちょっと分からない部分は先生方と教育委員会との関係性は、先生方からすれば教育委員会は怖い存在なのか、それとも風通しが良いのか、結局委員がおっしゃったように教育委員会には知られたくないとかという感覚があると思うんですよ。いろいろ話し合える関係だったら問題は起きないわけですよ。教育委員会と学校の関係性が僕らには分からないんですけど、良い関係性がつくれたらですね、委員会にばれないようにしようなんていう関係性だとしたら、いろいろなところではころびが出ると思うんです。

先生と子どもの関係性も大事、先生同士の関係性も大事、先生方と教育委員会との関係性も大事、全て関係性が大事ですから。それと、大変素晴らしいことが書かれてますが、記録するべきことを具体的に記すなど、これは何か具体的な例があるんですかね。

事務局

出そうと考えています。

委員

僕も必ず記録を書かなければいけない職種ですから、面接しながらそのまま書くんです。一番大事なのは僕の中にわき起こってくる感情が大事なんですよね。相手の気持ちが伝わりますから、そのような研修も入れることができると良いと思います。

先生方が生徒に関わるとは思いますけど、援助するじゃないですか、相手に援助をすると思うから間違うと思うんですよ。援助をするっていうのは自分に関わることなんです。だからそういう研修も取り入れてほしいと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

自分の事例でしか分からないんですけど、重大事案ということで、自分の子どものことなんですけど、学校も含めて教育委員会もですけど、狭い地域でするので話し合いもすぐに広まる。

その事態が発生したときに、すぐにでも事態を沈静化させたいという考えに向いてしまうと、どうしても情報の遮断などが、出てきます。そうすると、保護者としての不信感は大変大きなものになると私は思います。芽生えた不信感というのは消えないし、人を信用するというのもそこからできなくなって、周りの視線とか、いじめも含めてそうなんですけど、確かに周りから見たら悪いことが起こっているというか、そういうことで見られるかもしれないんですけど、そこをまた学校の現場とか教育委員会が早く収めよう、早く現場を元に戻そうという動きで、なかったことにするわけではないですが、何事もなかったように、そこに向かって走ってしまうと、その中に渦巻く家族や周りの保護者の不信感、地域の方の不信感というのは、その当時芽生えたというのが実感があります。

私も情報のない中で、学校から説明を受けるんですけど、当時、基本調査をしまして、その結果、分からなかったと。だけど気になる点が3つということで、うちの子が悪いかのような書かれ方をし、その資料も出してもらえない、聞いているだけでは私は分からないわけですよ。

今回のように資料が出てくるといろんな議論もしやすいんですけど、その中ではやはり隠されているんだなと思ってしまう。学校として平常の状態に戻そうという気持ちは分からなくもないんですけど、今のこの現在SNSの発達している中でその対応ではまずいのではないかと、うまくは言えないんですけど事態の沈静化に向けた動きとは相反して的確に分かっていた情報を開示をするなり、報告をするなりしてもらった方が、起こったことに対する原因の考察や、なぜ起こったのか、どうすれば良いのか一緒に考える方向に向けば、そういう不信感芽生えないのかなと私は思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

親として一番子どものことが知りたいというのがあります。

委員長

教育委員会の対応の改善についてほかにありませんか。なければ次の協議題に移りたいと思います。

次の協議題は第6回委員会の協議内容についてです。事務局からお願いします。

事務局

再発防止対策検討委員会設置要綱の所掌事務にあります「生徒指導態勢の在り方」、「いじめ防止に向けた対応の在り方」、「不登校児童生徒への対応の在り方」、「教育相談態勢の在り方」、「生徒指導等に関する教育委員会の対応の在り方」、「生徒指導に関する研修の在り方」、「その他必要な事項」の7項目を柱として、今回出された「組織対応」、「子どもへ寄り添った対応」などを盛り込んだ形で具体的に示したいと思います。

委員長

今、事務局から提案がありました内容でご了承いただけますでしょうか。

次回、第6回の協議内容は設置要綱にされております所掌事務7項目について具体的に提案をしてもらいます。



それでは協議題の7番目に移りますが、これは第6回の日程確認です。

事務局

日程を確認させていただきます。次回第6回ですが、3月17日火曜日、時間は同じく13:30からということで、今、学校教育課からありましたが、設置要綱に基づいたものを具体的に提案していくことになりました。

今日出されました教員が分かりやすく実際に使えるものという意見を踏まえて、リーフレット形式になるかと思いますが、それぞれの項目で提案をさせていただきたいと思います。

第7回ですが、5月14日木曜日13:30からの開催で考えています。ご都合はいかがでしょうか。最終の第8回は7月14日火曜日で考えています。よろしく申し上げます。日程に関しては以上です。

ありがとうございました。それでは日程についてはこれで終わります。

その他に移ります。その他ありませんか。

委員長

それでは特にありませんので、協議はこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

### 3 閉会

進行

それでは委員長、ありがとうございました。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。また、忌憚ない意見を出していただきました。これを参考にして3月17日にお会いできればと思います。

それでは姿勢を正してください。以上をもちまして第5回再発防止対策検討委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。